

寄付金に対する税減免措置

本学園への寄付は、次のような税の減免措置を受けることができます。

個人の場合

文部科学省から所得税の「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」の認可を受けておりますので、寄付者様にて「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。

◎税額控除方式（課税所得 500 万円の方の場合）

下記の計算方式による「寄付金控除額」を当該年の所得税額から差し引くことができます。

（寄付金控除額は所得税額の 25%を限度とする）

$$\text{(例)} \left(\begin{array}{cc} \text{寄付金額} & \text{限度額} \\ 2 \text{万円} & 2 \text{千円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{控除率} \\ 40\% \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{控除額} \\ 7,200 \text{円} \end{array} \right)$$

◎所得控除方式（課税所得 500 万円の方の場合）

下記の計算方式による「寄付金控除額」を当該年の総所得金額等から差し引くことができます。個人がその年に支出した寄付金の額が 2 千円を超える場合には、下記の計算方法によってその総所得金額等から控除できます。

$$\text{(例)} \left(\begin{array}{cc} \text{寄付金額} & \text{限度額} \\ 2 \text{万円} & 2 \text{千円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{所得税率} \\ 20\% \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{控除額} \\ 3,600 \text{円} \end{array} \right)$$

※計算例のため実際の税額と異なる場合があります。

法人の場合

寄付金に対する損金算入手続きには次の特定公益増進法人に対する寄付と受配者指定寄付金による方法があり、どちらかを選択していただく必要があります。受配者指定寄付金でのご寄付をご希望の場合は、専用の申込用紙が必要となりますので、下記までお問合せください。

◎特定公益増進法人に対する寄付金

損金算入限度額の計算方法

$$\left(A \times \frac{3.75}{1000} + B \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

A：期末資本金×事業年度月数÷12 B：その事業年度の所得金額

◎受配者指定寄付金

寄付金の全額を損金算入することができます。

受配者指定寄付金とは、学校法人に対する企業からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）が受け入れて、その後、事業団から寄付者の指定した学校法人へ配布する制度です。寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入することができます。

※事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となります。当該決算期に損金処理される予定の場合は、諸手続きの関係上少なくとも決算日の 2 か月前までにお振込みいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

学校法人 大阪青山学園 総務部

〒562-8580 大阪府箕面市新稲 2-11-1

TEL：072-722-4165(代) FAX：072-722-5190

URL：<http://www.osaka-aoyama.ac.jp>